～ 農地法第３条許可申請の手続きの流れ ～

【事前相談】

農業委員会事務局の窓口で、土地の所在や現況、譲受人が許可の要件を満たしているかなどを確認します。

⇓

【申請書提出】

必要書類をそろえて、締切日までに申請書を農業委員会事務局に提出してください。

※申請の締切日は毎月 20 日（20 日が土・日曜日、祝日等の場合はその翌開庁日）です。

⇓

【現地確認】

担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局員が現地確認を行います。

※**申請者の立合いは必要ありません。**

⇓

【地区審議会・定例総会】

地区審議会及び定例総会において農業委員・農地利用最適化推進委員が審議を行います。

※現地確認時に農業委員・農地利用最適化推進委員が地区審議会への**譲受人**の出席が必要と認めた場合、譲受人には地区審議会に出席し、営農計画等について説明していただきます。

（**譲受人の出席が必要な場合には、現地確認後、電話及び文書にてお知らせします。**）

⇓

【許可書の交付】

定例総会において認められた後、許可書の交付に必要な事務処理を行い、許可書を交付します。

（窓口にて受取をされない場合は、住所、宛名を記入し、110 円切手を貼付した封筒をご用意ください。）

お問い合わせ先　大分市農業委員会事務局
電話（直通）097-585-5076